

高知市指定管理者審査委員会における審査結果について

1 対象施設等

名称 高知市勤労者交流館
 指定予定期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）

2 申請団体数

1団体 公益財団法人 高知勤労者福祉サービスセンター

3 審査

(1) 審査委員会開催日

第1回審査委員会 令和5年10月19日（木） 審査方法等事前説明
 第2回審査委員会 令和5年10月26日（木） 申請団体面接及び書類審査

(2) 審査方法

申請団体から提出された書類の審査及び団体ごとの面接を実施し、高知市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に係る条例（平成17年条例第69号）第4条の規定による選定基準に基づき7名の審査委員が採点を行い、得点を合計した。

(3) 審査結果

総得点 公益財団法人 高知勤労者福祉サービスセンター 1,023点（1400点満点）

主な評価内容

地域住民の年齢層などの分析を行いながら施設の利用増に向けて検討を進め、新たな講座を実施するなどの取組を評価する。

今後は、SNSを活用するなど、施設や事業の広報を積極的に行うとともに、さらに潜在的な需要を掘りおこしながら、新たな利用者の開拓及び利用料金の増収を目指した取組に期待する。

【高知市勤労者交流館指定管理者審査委員会 審査集計表】

高知市公の施設に係る指定管理者の選定手続等に関する条例第4条（指定候補者の選定等）	評価項目	配点（満点）	公益財団法人 高知勤労者福祉サービスセンター
指定施設の運営方法が、市民等の平等な利用を確保することができるものであること	1 利用者の平等確保と要望の把握及び反映	140	94
指定施設の設置の目的に照らし、その管理を効率的かつ効果的に行うことができるものであること	2 事業計画	350	240
指定施設の管理を的確に遂行するに足りる人的構成及び財産的基礎を有するものであること	3 事業者概要 4 運営体制 5 施設維持管理 6 利用者等の安全確保	280	209
収支予算書の内容が、施設の管理経費の縮減が図られるものであること	7 収支・経費	280	188
個人情報の取扱いを適正に行う体制が整備されていること	8 個人情報の保護	70	50
市長等が施設の性質又は目的に応じて定める基準	9 政策・施策推進 10 地域経済への貢献	280	242
合 計		1,400	1,023

4 審査委員会委員

（敬称省略）

	所属団体・役職名	氏名
委員長	高知市総務部副部長	谷脇 由人
副委員長	高知市財務部副部長	村田 憲司
委員	高知市商工観光部副部長	大北 新
	高知労働局 職業安定部職業安定課長	大森 次郎
	税理士	川田 史衣
	高知県就職支援相談センター（ジョブカフェこうち）副センター長	野崎 裕子
	高知県中小企業団体中央会 理事・事務局長	森田 健嗣